



神奈川県弁護士会

弁護士による 無料出張相談会

相談
無料

法律の専門家である弁護士が、身近な場所に出張して地域の皆様が抱える問題・悩みの解決をお手伝いします！

自治会、商店街、図書館、病院・介護施設等の団体対象

◆出張法律相談会（無料）について

無料法律相談会を始めてみませんか？

自治会や商店街、図書館や病院など、人が集まるところならどこでも弁護士が出張します！

法律相談会とセットで弁護士によるセミナーを開催することも可能です。

◆出張法律相談会（無料）の概要

1. 申込方法

①申込みは団体（自治会、商店街、図書館、病院・介護施設等）に限ります。

②開催希望日の2ヶ月前までにお申込みください。

③相談枠4枠以上をお申込みの条件とさせていただきます。

2. 法律相談会

相談内容・テーマに限定はありません。相続、離婚、交通事故、借金、労働問題、近隣紛争、建築問題、会社経営等分野を問わずご相談に対応いたしますが、企画の趣旨に沿わないと判断される場合には相談をお断りする場合があります。

3. 所要時間

法律相談会：2～3時間程度（ご相談者1枠につき30分）

4. 相談料

無料 但し、担当弁護士の交通費程度の実費ご負担をお願いします。

5. お申込みから相談実施までの流れ

2ヶ月前
お申込み



1ヶ月前
相談担当者
決定



2週間前
お打合せ



相談会
実施

裏面の申込書でお申込みください



<問い合わせ>

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

電話：045-211-7700 FAX：045-212-0333

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 <http://www.kanaben.or.jp>



※本チラシの有効期間は平成28年4月から平成29年3月までです。

2016.04版 13,000部

